

藤沢型認定保育施設事業設置運営事業者募集要項

1 募集目的

藤沢市では、市内の私設保育施設（認可外保育施設）の保育の質の向上及び待機児童の保育の受け皿確保を図るため、市が独自に設けた基準を満たしている施設を「藤沢型認定保育施設」として認定しています。

子育て世代の転入等により、引き続き保育需要の伸びが予測されることから、2024年（令和6年）4月1日から新規認定する藤沢型認定保育施設設置運営事業者の募集を行います。

2 募集事業者

藤沢型認定保育施設A型又はB型を設置運営する事業者（1事業者程度）

3 申請資格

- (1) 神奈川県知事から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、神奈川県の作成する「私設保育施設（認可外保育施設）運営の手引き」及び保育所保育指針を遵守して保育を実施していること
- (2) 施設設置地が次の地区にあること。
 - ア 東南地区
 - イ 西南地区
 - ウ 北部地区（湘南台・長後エリアに限る）
（区域の設定は藤沢市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育提供区域」による）

4 設備・運営の条件

藤沢型認定保育施設A・B型それぞれにおいて基準を設けておりますので、「藤沢型認定保育施設事業実施要綱」にてご確認ください。

5 審査について

藤沢型認定保育施設実施要項第28条第1項の規定に基づき、現地調査を行います。現地調査の日程については、別途ご連絡いたします。

提出書類及び現地調査の確認を行い、審査基準に基づき、可否を決定します。合格した事業者が2に記載の募集事業者数を超える場合には、保育需要の多い設置重点地区での実施等、応募事業者の状況を踏まえ、市が選定を行います。

（裏面に続く）

6 補助金について

(1) 運営費

施設の類型及び入所児童のクラス年齢・在籍月数等に応じて補助金を交付しています。詳細は「藤沢型認定保育施設運営費補助金交付要綱」をご確認ください。

(2) 入所児童の安全や衛生定期的な保育環境の維持等に係る経費の補助

藤沢型認定保育施設は、入所児童の検診、職員の保菌検査、施設賠償責任保険等に係る補助である「届出保育施設利用者支援事業費補助金」の対象施設です。詳細は「届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

(3) 入所児童の保護者に対する保育料軽減の経費に係る補助

利用児童の保護者の経済的な負担軽減を図るため、施設が利用児童の世帯の所得状況に応じて行った保育料の軽減に対する経費を補助しています。詳細は「藤沢型認定保育施設保育料補助金交付要綱」をご確認ください。

7 新規認定申請の手続きについて

(1) 受付場所

藤沢市 子ども青少年部 保育課 保育園運営担当
〒251-8601
藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階

(2) 受付期間

2024年(令和6年)2月1日(木)～2024年(令和6年)2月20日(火)
平日8時30分～17時まで(12時～13時を除く)

(3) 提出書類

「藤沢型認定保育施設認定申請書 第1号様式(第28条関係)」及び
「藤沢型認定保育施設新規認定申請に係る添付書類(一覧)」に記載の添付書類

(4) 提出方法

事前にご連絡の上、郵送または持参にてご提出ください。

8 スケジュール(想定)

2024年(令和6年)2月20日(火)

受付締切

2024年(令和6年)2月21日(水)～2月27日(火)書類審査・実地調査

2024年(令和6年)2月28日(水)

認定または不認定通知書発送

以 上

事務担当 藤沢市 子ども青少年部 保育課
(保育園運営担当 高橋)
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
電 話 0466-50-3526 (直通)
E-mail fjl-hoiku@city.fujisawa.lg.jp